(様式第1号)

平成19年度第1回 芦屋市青少年問題協議会 会議録

場 所 北館4階 教育委員会室 出席 者 芦屋市長 山中 健 民生文教常任委員会委員長 田原 俊彦 民生文教常任委員会副委員長 前田 辰一 芦屋警察署長 山本 範雄	
民生文教常任委員会委員長 田原 俊彦 民生文教常任委員会副委員長 前田 辰一	
民生文教常任委員会副委員長前田辰一	
芦屋警察署長 山本 範雄	
芦屋市立精道中学校校長 斎藤 佳昭	
芦屋市立浜風小学校校長 山田 和廣	
芦屋市保護司会会長 曽和 義雄	
芦屋市子ども会連絡協議会副会長 木元 則子	
芦屋市 P T A 協議会代表(小学校) 寺田 緑	
芦屋市 P T A 協議会代表(中学校) 成田 直美	
民生・児童委員協議会副会長の中野久美子	
芦屋市青少年育成愛護委員会会長 牧野 君代	
(欠席委員)	
芦屋大学准教授,芦屋市愛護センター運営委員会委員長 新井野 久男	
(教育委員会出席者)	
教育長 藤原 周三	
社会教育部長 松本 博	
(事務局)	
社会教育部次長(生涯学習課長) 川崎 正年	
生涯学習課主査 田嶋 修	
生涯学習課課員 西川 隆士	
事務局 生涯学習課	
会議の公開 公 開	
傍聴者数 0人	

会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 教育長あいさつ
- 5 委員紹介
- 6 事務局職員の紹介

- 7 副会長の選出
- 8 議事
 - (1) 青少年問題協議会の目的・経緯
 - (2)今後の取り組み

提出資料

- 資料1 地方青少年問題協議会法(抜粋)
- 資料2 芦屋市青少年問題協議会条例(抜粋)
- 資料3 今後の取り組み(案),参考 中教審答申(抜粋)及び教育基本法(抜粋)
- 資料4 阪神間各市の青少年問題協議会の議題

審議経過

開会

開会挨拶

- (市長)本市の他の施策と同様に,青少年育成施策についても,今日の視点で再検討,再構築する時機がきています。この協議会については,長らく休眠状態でしたが,これからの運営のなかでいるいろな意見を頂き,青少年が健全に育成されていく環境が実現できたらと考えていますので,委員の皆様のご協力をお願いします。
- (教育長) 青少年に関わる問題については、本来この協議会で検討しなければいけないものでしたが、 愛護関係の委員会等がその代わりを努めてきました。このたび市全体が青少年問題について積極 的に取り組んでいこうとするなかで協議会を再開することとしました。

芦屋市の場合は,現在,子ども達に関して大きな問題があるということではありませんが,細かく見ていくと課題が浮き彫りになってきます。全国の学力調査が報道などで取り上げられているところですが,芦屋市の学力は平均以上であるものの,生活習慣については真剣に考えるべきところがあります。これまでの他の調査でも同様の傾向を把握していましたが,今回の調査で改めて裏打ちされた状況となっています。

具体的には、朝ご飯を毎日食べていますかという設問では、全国の80%に対して芦屋では70%、外で運動をするかということでも全国平均より低い、さらに気にかかるのは、地域の行事や家での手伝いで、これは全国よりかなり低い、全国も決して高くはなく小学校で30%程度ですが、芦屋は10%台です。

良く言えば都会的とも言えますが,勉強だけが出来て,家族や地域との係わり合いは希薄であるという傾向です。健全な育成ということでは,家庭や地域と手を携えていかなければなりません。

これらのことは,非行ではありませんし,これまでもいろいろな方々が関わってこられていますが,この協議会でさらに取り組みを進めていきたいと考えています。

副会長選出

- (事務局 川崎)会長は,地方青少年協議会法の規定に基づき,当該地方公共団体の長をもって充てることになっていますので,市長が会長となります。副会長について選出をお願いします。
- (委員)事務局で提案するのが良いと思う。 < 複数 >
- (事務局 川崎)事務局では,新井野氏がご適任と考えますので,ご異議がなければ同氏にお願いしたいと思います。
- <一同異議なく了承>
- <議事運営に関しては,本会は公開とすることを確認>

- (会長)本会の目的,経緯について,事務局から説明願います。
- (事務局 川崎)本会は、昭和36年に設立され活動を行っていましたが、昭和51年頃からは関係 各課が、本会に関わる部分も含めて独自の取り組みを始めたことにより、本会自体は活動休止状態となり現在に至りました。教育長挨拶のなかで触れられていますとおり、本年4月には条例改正を行い、取り組みを再開することとしました。

目的としましては,本会は,地方青少年協議会法の規定に基づくもので,所掌事務は第2条に, 組織は第3条に拠ることになります。(資料1,2参照)

- (会長)ただ今の説明について,意見や質問はありませんか。
- (委員)今後の取り組み方も関係してくると思うが,この会の開催頻度はどれくらいを予定しているのか。
- (事務局 川崎)取り組み方に関係してくるとのご意見どおりで,取り組み内容について後程協議を していくなかで,頻度も決まっていくと考えています。
- (会長)今後の取り組みについて,事務局から提案願います。
- (事務局 川崎)青少年を取り巻く状況は,多岐にわたる課題があると考えていますが,本会における具体的な取り組み案は,資料3に記載するとおりです。すなわち,家庭教育が全ての教育の出発点である,重要な役割があるというところから,本会で色々な意見等を取りまとめていきたいというのが事務局からの提案です。

参考に掲載している中教審の答申や教育基本法でも家庭教育についてふれられています。 例としては,親に対する学習機会や情報の提供,地域社会の果たす役割,そして,学校,家庭, 地域の連携のあり方などが考えられると思っています。

- (会長)家庭教育の切り口で議論頂きたいとのことですが、みなさんのご意見はいかがですか。
- (委員)協議会としては,多様な意見を交換する場ということだけなのか,出された意見をもとに提言などの一つの何らかの形にまとめていくということになるのか,の方向性は最初から共通認識にしておくのが良いと思う。
- (事務局)川崎)今日のところは,まずはテーマを家庭教育とすることの是非について,合わせて, 方向性についても議論頂きたいと考えています。次回には,今日の意見を踏まえ具体的にどうい うことが出来るのか事務局から提案したい。

例えば,提言の形をつくる方向での進め方もありますし,来年度以降の行政の施策に反映させる方向を検討することも出来ます。

- 一方,本会の進め方について事務局にノウハウがないのも事実で,具体的な形は見えていないことも含めて意見を頂くなかで,次回以降の方向を形づくっていきたいとの思いもあります。
- (教育長)学校教育と社会教育は各々指導の重点というものを毎年作成しておりますが、その中でも認識しているとおり、健全な子どもを育てていくために、家庭教育が大きな要素を占めるということは間違いありません。また、家庭教育の手引きの必要性も言われています。そういった面もこの会で議論できたらと思います。

もう一つは、放課後や休日などに子ども達の居場所がないということも課題です。

どう確保するのかということも議論になったら思います。

ざっくばらんな意見や,自然発生的なものも取り込んでいけたらと考えていますのでよろしく お願いします。

- (委員)幼稚園から高校まで各成長期において固有の課題があるなかで,例えば小学校では小学校のことを解決しようとしてきた。成長の流れ全体を考えていく枠組みは従来ないものなので,その辺りを考えていき,この世代のこういう問題ならば相談窓口はここになるような形で考えていけたらと思う。
- (会長)協議会の取り組み再開にあたって,羅針盤的なものがないと難しいとは私も思いますが,た

だ今,成長の流れ全体を踏まえた支援のあり方として意見を頂きました。他に議論の持っていき 方を含め,ご提案はありませんか。

(委員) 芦屋の青少年の居場所づくりに関して言えば,かつては地域のなかに居場所はたくさんあった。では,いまから場所を作れば問題解決かというと,場所はあっても今時の子どもは来ないのが実情。人として一生涯を生きていく面から考えていくことが重要だと思う。

資料に,親が変われば子どもも変わるとあるように,課題は青少年だけではなく,親や地域も含めて考えていく必要がある。

私の住む町内会では、秋祭りに子どもの神輿を出すが、昔は小学生が中心となっていたけれども、今は就学前の幼児ばかりが集まる。それは小学生になるとコミスクのクラブに所属し、時間がとれなくなるからで、コミスクを欠席させて祭りに来させろという話をするわけではないが、そういったことで時代が変わってきているのは確か。

(委員)まとまった意見にするのは難しいですが,本会の復活が,子どもの目線を重視していく方向性であること自体が喜ばしいし,予算措置も含め教育施策が充実の方向に進むことと思う。

子どもの状況が変わっているのは確か。子ども会の運営も,かつては子どもの方からやりたいと発信があったが,今は減ってきているし,もし子どもが望んだとしても今の親は学業の方を重視するのも確か。

立場上,校外児童会やスポーツ教室などで,子ども達と触れ合う機会が多いが,子ども達の食いつきがなくなっている。そういった場を通して,子ども達に興味を抱かせるよう努力しているところだし,その意味で場があることは大切。

また,今のお母さん達は,子どもを遊ばせること一つをとっても不安をお持ちになっていることがある。そういった不安を取り除くという意味でも居場所があることは大切。

子ども達が今の芦屋市の財産を引き継ぎ,次世代を担っていくわけだから,根の張った子ども 達を育てていかないとと思う。

- (委員)子ども達の食いつきがなくなっているというのは,そうかも知れない。ただ,意欲がないというわけでもないはずなので,どのようにやっていくかという課題。
- (委員)高齢者については,例えば介護などのマニュアルがあるが,子育てについてのマニュアルはないように思う。たまごクラブなどの雑誌はあるし,学校からもプリントが配られるが,世代をまたいで子育てについて意見交換する場は少ない。そんな仕組みが作れないものかとも思う。
- (会長)教育委員会から一方的に発信される情報はあるが、保護者の視点にたったものがないという ことも含め、いいご提案を頂いたので、一つの方向性の材料になる。
- (教育長)さっそくこの協議会に関し,いろいろなご意見を頂きありがとうございます。

再開前の協議会では,特に活動していただくことがなかったわけですが,今はそれぞれ皆さんが青少年協議会に大変熱心に取り組んでいただいており,こうしてせっかく協議会ができたわけですから,何か公的な指針をつくっていかなければならないと考えました。

- (社会教育部長)家庭教育に関するマニュアルの作成,それらを軸に,子どもの居場所とか様々な課題を網羅しながら問題を解決していくという方向で,今後の取り組みを進められたらと思います。 次回までに検討すべき項目,資料等を調査していきたいと思いますが,次回にむけてさらにご意見がありましたらご発言願います。
- (委員)今問題になっているのが,いわゆる子どもたちの仕事に対する意識についてで,すごく大事なことです。仕事に就くとか働くということ,何のために学校で勉強するのかということです。これがこれからも大きな課題になっていくのではないかと思う。何のために学校に行っているのか。全国的にみても就職しない,なぜ働くのかがわからないから,これを意識するというのがこれからの方向性ではないか。
- (委員)大事な事で当たり前のことですが,何ごとも一から指導しなければならない。話し方から, いすの座り方などから,通常は家庭の中でやることではないかと思うのですが。

また,子ども達と話をしていますと,行きたい学校は言えるのですが,夢を語れない。正解のある話ではないのですが,自分の思いを語れない。そういう裏には親子とのコミュニケーション不足があり,保護者と話をしていないのではないかと思える。話をしていると,将来こういうことがしたいからこうしたい,こういった仕事につきたいという話がでてくると思うのですが,そういう会話が家庭の中ではないのかなと。

家に帰ってから親に話ができているのか,という面からの配慮も大事ではないか。 話がしたい,でもできない。知ってほしいことが届かないというジレンマ。

(委員)子どもたちが起こす事件を考えますと,家庭の問題としても考えないといけない。

万引き事件があると,まず学校に連絡が入ってくる。地域社会と子育ての連携があって,私どもは学校ですから「それは家庭の方に。」とは言えない。正面に立って対応することになるのですが,基本的に保護者の方に連絡を取り合うのが子育てという点では一番大事だとも思う。

そんななかで,地域と一緒になって今どういう形で問題や課題があるのかを考えていかなければなりません。

学校とは違う視点から対応できるのは,まさに地域。学校へは,たくさんの苦情がくるのですが,その時受け答えするわれわれは当事者になるので,言えないこともたくさんでてきて難しいところがある。

第三者的に配慮できる組織がほしい。双方の話を聞きながら配慮してほしい。当事者だけでストレートな場合,ある先生は怒鳴られっぱなしということで終わることもある。

親と学校の関係、地域との関係で何かいい解決法はないかと思う。

- (会長)いろんなご意見をいただきましたので,事務局で次回に向けた原案を作成できそうです。
- (事務局 川崎) いろんな意見をいただきまして,一つは,マニュアルなりが必要ではないかと。 子どもの居場所のこと,家庭教育等ご意見をいただきましたので,次回に題材を提供し具体的 に議論できるようにしていきたいと考えています。できるだけ議論を深められるように題材を絞 って,できれば最終的に手引書やマニュアルにまとめられるよう,事務局でいちど検討させてい ただく方向でよろしいでしょうか。

<一同異議なく了承>

- (事務局 川崎)それでは,そういった形で整理をして次回に報告します。その他何かご質問やご意見がありましたら。
- (委員) ちなみに次回の開催はいつ頃ですか?
- (事務局 川崎)題材をまとめる時間も必要になりますし,市役所のスケジュール的には3月は議会等もございますので,次はその後を目処に開催させていただければと考えておりますが,具体的な日程は後日調整しましてご連絡させていただきます。
- (会長) そういう流れでよろしいでしょうか。
- (委員)2年間の委嘱期間となっておりますが,この会議は2年間を目処にひとつの結論をまとめる ということですか。
- (事務局 川崎)今後の協議次第ではありますが、任期の2年の間に何らかのものをまとめるという方法もありますし、今日も話しが出ましたけれども、例えば青少年に関する市の予算がどうなるとか、そういうことを市がご報告してそれに関してご意見をいただくという方法もあります。

今日お聞きしたかぎりでは何らかのかたちで提起書なりマニュアルができないかというような ご意見が大きかったように思いますので,できるだけその方向でもっていくとすれば,内容や盛り込む量にもよりますし,事務局の体制のこともあるのですが,できるだけ2年間の任期の中で まとめられれば一番いいと思います。

- (教育長)できることは早くしたいと思います。必要であると皆さんが認められたものは早くしたい。
- (委員)こういう取り組みをやっています,ということをどのような形で市民にかえしていくか,そして,一緒にやっていこうとする取り組みができるかどうかに,この手の問題解決はかかってい

ると思う。

何人かが集まって,一つできましたよと冊子をかえすことを目的にするのではなく,こういう取り組みがあるんだという仕掛けをどうするかという面から,事務局はがんばって努力するほうがいいのではないか。そういうことも兼ね合わせて出来るような取り組みをしたら良いと思う。

(教育長)そのとおりですので,一度検討します。

(会長)他にないようでしたら,これをもちまして芦屋市青少年協議会を終わらせていただきたいと 思います。

閉会